

World Challenge 募金 規定

- 第1条 当募金は、**World Challenge 募金**（以下「当募金」という）と称する。
- 第2条 本規定は、当募金の設置および運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 第3条 当募金の運営者は、認定 NPO 法人 D×P とする。認定 NPO 法人 D×P は、募金の運営、募集、寄付者への報告などにかかる事務を執り行い、運営にかかる責任を負う。
- 第4条 当募金は、機会に恵まれない 10 代に対して海外に送り出すという機会を提供し、10 代が視野を広げ、自分の未来に希望を持てるようになることを目的とする。
- 第5条 当募金は、勘定科目を指定正味財産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。
- 第6条 当募金は、次に掲げるものをもって構成する。
(1)理事会で当募金に繰り入れることを決議した財産
(2)当募金に賛同する個人または法人が当募金とすることを指定して寄附された財産
- 第7条 当募金は、理事長および理事が管理し、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。
- 第8条 公益目的事業の実施のため、海外に送り出した人数によって当募金の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。取り崩しの決定は理事長に一任される。
- 第9条 公益目的事業実施費用とは、海外に 1 名送り出たための実費と管理費用を意味する。実費とは、ツアー参加費、国内旅費、空港諸税、燃油サーチャージ費、海外旅行保険費用、ツアー参加者との懇親会費、コーディネート費用などの必要実費を指す。ただし、パスポート取得費や個人的準備物、お土産代などの費用は含まれない。管理費用は実費の 25% とする。
- 第10条 当募金を通じて、海外に送り出す者は、15-19 歳の方（ただし大学生不可）か

つ、ご寄付くださった方へのレポートを提出できる方とする。また、選考時には、以下の項目にあてはまる方を優先的に受け入れるものとする。一、海外渡航経験のない方

一、環境的、もしくは経済的に困難な状況にある方

一、通信制高校・定時制高校・フリースクールなどに在籍している方

一、現在高校に在籍していない、もしくは通っていない方

一、ご自宅に引きこもった経験のある方

一、海外にルーツを持つ方（ただし、日本語での会話ができる方）

一、何かチャレンジしたいと思っている方

第11条 運営者は、当募金の寄附者に対して、当募金の実施状況、財務情報、参加者の声や参加レポートを事業報告として共有するほか、寄附者の当事業の運営にかかる質問について透明性を持って回答する義務があるものとする。

第12条 当募金は、以下のいずれかに該当する場合に解散する。解散は、理事会の3分の2以上の決議による。

(1) 100名の海外送り出しを達成したとき。その際、新たな目標をたてて継続するか、解散するかを議論し、理事会で決議する。

(2) 第4条の目的の達成が不可能であることや、事業の継続が困難であることが明らかなきとき。

(3) 認定NPO法人D×Pが解散するとき。

(4) その他、当募金を解散すべきと理事会が判断を下したとき。

第13条 当募金解散時の余剰金は、理事会の3分の2以上の決議により、別の公益目的事業実施費用に充てることができる。

第14条 当規定の変更・改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

1. この規定は、平成28年12月8日から施行される。